平成22年5月6日

社団法人 日本乳業協会

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 108 号。以下 「改正法」という。)による改正後の国家公務員法 (昭和22年法律第120号。以下「改 正国公法」という。) 第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立 行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条の2第1項において準用する改正 国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附 則第 12 条、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 32 条及び附 則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 390 号) 第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令 第83号) 第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関す る内閣府令(平成20年内閣府令第84号)第8条及び附則第3条の諸規定に関し、「国 と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

以上

## 「本件連絡先」

雷. 話 03-3261-9161

FAX

03-3261-9175

電子メール sya-nyukyou@idia.or.jp